

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画公表について

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業は、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定することとなっており、常時雇用する従業員が101人以上の企業は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされています。当社におきましても以下の通り、新たに行動計画を設定し、目標達成に向か、今後もさらなる取り組みを実施して参ります。

---

### 一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年11月1日～令和12年10月31日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業、及び育児休業、並びに介護休業についてのハンドブック（マニュアル）を整備し、社員への周知を行う。

#### ＜対策＞

- 令和7年度～  
産前産後休業・育児休業・介護休業に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象としたガイダンス及び社内広報などによる社員への周知を行う。

目標2：従業員の労働時間を常に把握し、過重労働の発生しない職場づくりを行う。

#### ＜対策＞

- 令和7年度～  
就業規則、36協定について周知徹底する。  
月中で全従業員の労働時間を把握し、労働時間の長い社員に個別対策を行い  
36協定違反者を一人も出さない。

以上